

宜野湾市で事業を行っている(法人・個人事業主)の皆さまへ

償却資産申告のお知らせ

市内で事業を営んでいる個人や法人の所有する償却資産(土地・家屋以外の事業用資産)は、固定資産税の対象となります。事業主の皆さまは、令和3年1月1日現在に所有している資産の申告を行ってください。

申告期間 : 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)【土日、祝日を除く】

申告場所 : 市役所2階 税務課(償却資産担当)

注意※廃業、解散、市外移転の場合も、必ずご提出ください。

※期限近くなりますと、窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

申告手続きについて

マイナンバー制度導入に伴い

▶申告用紙へ個人番号(マイナンバー)または法人番号を記入してください。

▶提出時に、個人番号(マイナンバー)確認と本人確認が必要です。(法人は除く)

〈例〉通知カード(番号確認) + 運転免許証(本人確認)



※申告は窓口でのご提出のほか、郵送またはeLTAX(エルタックス)でのご提出も可能です。郵送の場合、受付後の控えが必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ、以下まで送付してください。

〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所 税務課 償却資産担当

※申告用紙は市ホームページからダウンロードできます。

(ダウンロードは市ホームページトップ「[申請書ダウンロード](#)」⇒ 税務課 より)

また、郵送でのご請求も可能です。必要な場合は、下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ 税務課(償却資産担当) ☎893-4411 内線232

令和3年度 事業用家屋・償却資産に係る固定資産税を軽減します

申告期間 : 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)【土日、祝日を除く】

注意※申告期限までに提出されない場合、軽減措置の適用ができません。

【軽減の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同年10月までの間の連続する任意3カ月間の収入が、前年同時期と比較して30%以上減少している場合、令和3年度の1年度分に限り、次の割合で軽減します。

対象となる方

中小事業者等

○資本金等の額が1億円以下の法人

○資本金等がなく、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

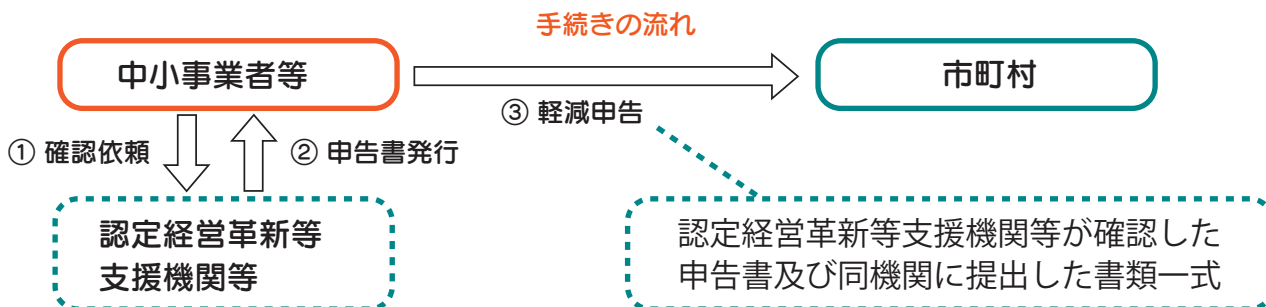
○常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

○風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する自業務を営むものを除く

対象の資産

事業用家屋 および 償却資産 ※土地は対象外

30%以上 50%未満の減収 ⇒ 2分の1
50%以上の減収 ⇒ 全額



お問い合わせ 税務課(償却資産担当) ☎893-4411 内線232